

回答書

財管第1803号

平成30年7月30日

入札参加者各位

山梨県総務部財産管理課長

「山梨県本庁舎ほか3件の電気調達」(平成30年7月5日公告)に係る質問について、次のとおり回答いたします。

なお、複数社からいただきました質問事項はまとめさせていただきました。

「山梨県北巨摩合同庁舎ほか65施設で使用する電気」について
施設番号14 あげぼの医療福祉センターは、公告時の契約電力は480kWですが、H30.7実績で500kWを超過(516kW)しています。

- ・ 入札額の算定の基礎となる予定使用電力量に変更はありませんが、単価設定等の参考としてください。
- ・ 入札後、落札者と契約締結の際に、仕様書2(2)アの記載に準じて、契約電力について協議させていただくことを想定しています。

質問1 今回の入札対象の需要場所においては、全数「供給地点特定番号」はありますでしょうか。

また、確認のため各需要場所全数の「供給地点特定番号」を教えてくださいませんか。

(答) すべての施設で供給地点特定番号があり、「契約内容等一覧(仕様書別紙1への追加記載)」のとおりです。

質問2 入札対象施設の現供給者を教えてください。

(答) 「契約内容等一覧(仕様書別紙1への追加記載)」のとおりです。

質問3 落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。

供給地点特定番号

現在の供給者のご契約番号(コード)

現在の供給者のご契約名義

現在の供給者

(答) は、「契約内容等一覧(仕様書別紙1への追加記載)」のとおりです。
は、開札後、現供給者から提供いただける場合は、落札者に対し提供します。

質問4 「仕様書 別紙2」のエクセル電子データをご提供いただけますでしょうか。

(答) 提供します。

質問5 入札書に記載する日付は入札日以前の日付でよろしいでしょうか。

(答) 郵便による入札の場合の入札書の日付は、入札書を作成した年月日としてください。

質問6 入札書の封筒の大きさや記載方法、封印方法等に指定はありますでしょうか。
(答) 郵送による入札については、入札説明書8(5)の記載以外に指定はありませんが、どの入札に対する入札書が分かるよう封筒に件名を記載してください。
なお、入札単位ごとに必要書類を入れた封筒を作成し、それらを別の一つの封筒に入れて郵送していただいで差し支えありません。

質問7 入札金額は税抜でしょうか。
(答) 入札説明書9(4)に記載のとおりいわゆる税抜価格となります。

質問8 内訳書の端数処理について指定があれば教えてください。
基本料金
電力量料金
月ごとの合計金額
税込金額から税抜入札金額を算出する際(税込単価の場合)
(答) については、指定はありません。
なお、入札説明書9(3)のとおり、施設ごとの金額(税込額)を算出する際には端数処理(1円未満の端数金額を切り捨て)をお願いします。
については、入札手続き上、税抜金額を記載(提示)いただくのは、入札書(様式6)に金額を記載いただくときのみです。入札説明書9(4)のとおり総合計金額(税込)の108分の100に相当する金額に対し端数処理(1円未満の端数金額を切り捨て)をお願いします。

質問9 入札金額の算定は、基本料金と電力量料金の他に別途割引料金を適用し、電気料金の請求も同様にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。
また、弊社が落札した場合、契約書上も基本料金、電力量料金と別に割引単価を設定することは可能でしょうか。
(答) 別途割引料金を適用することは、差し支えありません。
また、契約書上及び請求も入札時と同一の考えであれば、差し支えありません。
なお、割引単価(または割引率)を基本とする場合、入札時の計算内訳書へも割引単価(または割引率)が分かるように記載をお願いします。

質問10 入札金額の算出方法は前回(H28)同様に各入札一式における同一契約希望単価毎に計算し一式の合計額を入札金額にすることでよろしいでしょうか。
(答) 入札説明書9(3)及び(4)のとおり、施設ごとの金額(税込)をまず算出し、その後、その全施設分足した総合計金額を算出し、総合計金額に108分の100を乗じた金額を入札額としてください。
なお、入札額は端数処理(1円未満の端数金額を切り捨て)をお願いします。

質問11 蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契約は入札金額算定に際し、必須条件でしょうか。
必須でない場合、蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契約の割引分を考慮して、価格検討させていただき、蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契約は解約させていただく方法をとらせていただいてもよろしいでしょうか。
また、その場合、当該契約用の計量器は一般送配電事業者の取り決めにより撤去となります。その際は、お客様側で内線工事等を行っていただく必要がございますのでご了承をお願いいたします。
(答) 付帯契約は必須条件ではありません。そのため、今回の入札により現付帯契約を解約することになっても差し支えありません。

付帯契約の解約に伴う計量器の撤去等については、原則、一般配送電事業者の取り決めに従うこととし、県で負担すべきものについては県で負担します。

ただし、計量器の撤去等については各施設で対応することになるため、事前に各施設管理者への連絡調整等をお願いします。

質問 12 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。

また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で契約させていただくことは可能でしょうか。

(答) 契約書(案)第13条のとおりです。個々の内容は協議させていただきます。

質問 13 弊社が落札した場合、支払期限日および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める遅延利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。

(答) 個々の内容は協議させていただきます。

質問 14 税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における税率で料金等を算出することになりますがよろしいでしょうか。

(答) 消費税等の税率が変動した場合は、変動後の税率を適用する形で変更契約の締結について協議させていただくことを想定しています。

質問 15 落札した場合、一般送配電事業者(東京電力パワーグリッド株式会社)の制度変更により、毎月の計量日は東京電力パワーグリッドが定める、当該施設が位置する地域の計量日となりますがよろしいでしょうか。

また、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での、請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがありますかよろしいでしょうか。

(答) 計量日は、原則として、契約会社の約款等に従うこととします。

また、計量日の設定で契約最終月の請求が2回になることにより年間の請求が13回になることは、差し支えありません。

なお、仮に現契約と同一の会社が今回(新契約)落札した場合でも、請求は各契約書に基づき行われることから、現契約の最終月の2回目の請求と新契約の初回の請求は分けて行ってください。

質問 16 毎月の計量日は東京電力パワーグリッド株式会社の定める日となりますため、年間の請求が13回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承いただけますか。

(答) 計量日及び料金の算定期間は、原則として、契約会社の約款等に従うこととします。

また、計量日の設定で契約最終月の請求が2回になることにより年間の請求が13回になることは、差し支えありません。

質問 17 契約期間中に、受電設備(トランス・変圧器容量等)の増加工事を予定している施設はありますか。

該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時(または契約電力等を1年に満たさないで減少される時)は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。

現時点においては次回の入札結果はわからないため、今回の入札では1年以上弊社との契約が継続するものとして応札価格を算定させていただきますが、上記の事例となった場合は、後日料金を精算させていただくこととなりますのでご了承願います。

また、現在の契約期間中に増加工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。

(答) 事前調査で電力の使用状況に大きな変更のない施設を今回の対象施設としておりますので、現段階ではありません。

質問 18 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がございましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

(答) 事前調査で電力の使用状況に大きな変更のない施設を今回の対象施設としておりますので、現段階ではありません。

ただし、次の各仕様書2(2)イに記載の6施設は、契約期間中に廃止となる予定ですので、ご留意ください。

山梨県立北杜高等学校ほか40施設の電気調達に係る仕様書

増穂商業高等学校：18ヶ月(平成30年10月1日～平成32年3月31日)

市川高等学校：18ヶ月(平成30年10月1日～平成32年3月31日)

峡南高等学校：18ヶ月(平成30年10月1日～平成32年3月31日)

やまびこ支援学校：16ヶ月(平成30年10月1日～平成32年1月31日)

山梨県北巨摩合同庁舎ほか65施設の電気調達に係る仕様書

南都留合同庁舎：11ヶ月(平成30年10月1日～平成31年8月31日)

富士吉田警察署：6ヶ月(平成30年10月1日～平成31年3月31日)

なお、上記の2施設について、仕様書2(11)イのとおり、需給期間が1年未満であることに伴う清算金、違約金等の追加費用は支払わないものとしております。

質問 19 現在の検針日(計量日)を教えてください。

(答) 落札者の決定通知の際に、落札者に対し提供します。

質問 20 「山梨県本庁舎」では、供給開始時に契約電力の変更はございますか。変更がある場合、現在の契約電力を教えてください。

(答) 変更の予定はありません。

質問 21 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直しについて協議に応じていただけますか。

(答) 今回の入札は2年間を契約期間としており、その間の料金改定はありません。

質問 22 現供給者が旧一般電気事業者の場合、該当地域の一般送配電事業者(ネットワークサービスセンター)と事前検討され、開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約をいただいておりますか。

(答) 東京電力には確認のうえ、切り替えとなる場合には期間的な問題を含めて配慮をお願いしております。

質問 23 請求書は合計請求(複数施設を1枚にまとめる)、個別請求(施設ごと)どちらになりますか。

(答) 各仕様書2(11)のとおり個別請求(施設ごと)でお願いします。

質問 24 検針結果はWebによりお知らせすることになりますでしょうか。

(答) 原則として契約会社の約款等に従うこととします。

質問 25 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。その旨ご了承くださいませか。

(答) 原則として契約会社の約款等に従うこととします。

質問 26 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

(答) 契約書(案)第2条(4)のとおり書面により行うこととしており、郵送での対応をお願いします。